

プラスチック一括収集の方策等に関するヒアリング実施要領

令和8年5月

大阪市環境局

事業部家庭ごみ減量課

大阪市は、プラスチックの資源循環に向け、プラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の一括収集及びリサイクルを実施しており、今後のプラスチック類の収集及びリサイクルの参考とするため、リサイクルの担い手となる民間事業者に対してヒアリングを実施します。

1 ヒアリングの趣旨

2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現や新たな海洋汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成など、プラスチックを取り巻く様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。

国においては、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が制定（令和4年4月施行）され、市町村にはこれまで焼却していた製品プラスチックについても、分別収集・リサイクルすることが求められています。

本市では、令和7年4月より容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括収集し、収集したものをプラスチック資源循環法第32条のリサイクルルート^{※1}とプラスチック資源循環法第33条に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行う手法（以下「認定ルート」という。）^{※2}を活用して資源化しています。

今後、令和10年4月1日から令和13年3月31日までの再商品化計画の検討を進めるにあたって、プラスチック一括収集の事業手法や再商品化計画の事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、ヒアリングを実施するものです。

※1：国の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法

※2：市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法

2 ヒアリングの方法

ヒアリングでは、協力いただける民間事業者から、認定ルートを活用した再商品化手法等について個別対話にてご意見を伺います。ご意見を伺うにあたって、事前に概要書を提出していただきます。

3 ヒアリング対象

対象は次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- ・ 本市が収集しているプラスチック類（容器包装プラスチック及び製品プラスチックを一

括収集したもの) についてプラスチック資源循環法第 33 条第 1 項に規定する再商品化計画に基づく再商品化の実施を検討している事業者。

- ・ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和 8 年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者に登録していること。または、令和 10 年度に登録予定の事業者。

4 ヒアリング内容

現時点で想定しているヒアリング内容は次のとおりです。

- ・ 再商品化手法（エネルギー回収を除く）及び再商品化工程
- ・ 再商品化に要する費用や積算の考え方
- ・ 受入可能条件（受入対象および基準、処理能力、荷姿、搬入条件等）
- ・ 受入可能となる時期
- ・ 再商品化事業の継続性に関する意見等
- ・ 施設が故障した場合の受入対応
- ・ 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組

5 ヒアリングのスケジュール

ヒアリング実施要領の公表・質問の受付開始	令和 8 年 5 月 18 日（月）
質問の送付期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）
質問への回答の公表	令和 8 年 5 月 26 日（火）
ヒアリング参加申込期間	令和 8 年 5 月 26 日（火）～令和 8 年 6 月 1 日（月）
概要書の提出期間	令和 8 年 5 月 26 日（火）～令和 8 年 6 月 1 日（月）
ヒアリング実施日時及び場所の連絡	令和 8 年 6 月 3 日（水）
ヒアリングの実施	令和 8 年 6 月 8 日（月）～令和 8 年 6 月 19 日（金）
実施結果概要の公表	令和 8 年 7 月頃

6 参加申込方法

(1) 申込書類

様式 1 「参加申込書」

(2) 申込期間

令和 8 年 5 月 26 日（火）から令和 8 年 6 月 1 日（月）

(3) 申込方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

7 概要書の提出方法

(1) 提出書類

様式2「概要書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月1日（月）

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

8 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式3「質問書」又は任意の様式

(2) 提出期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月22日（金）

(3) 提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

送付後に必ず電話で到達の確認をお願いします。

(4) 回答

ア 公表時期

回答は、令和8年5月26日（火）に、大阪市ホームページにて公表します。

※ただし、質問が多数に及ぶ場合等には、回答日を延期する場合があります。

イ 注意事項

- ・受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。
- ・質問を行った法人名等は公表しません。
- ・本要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

9 ヒアリングの実施方法

(1) 実施期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）

午前10時～午後5時

※具体的なヒアリングの日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、ご担当者あてにご連絡をします。

(2) 所要時間

1時間程度（ヒアリングの内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

大阪市環境局ルシアス庁舎会議室

※実施日によって会議室が変更となるため、決定日時と併せて場所のご連絡をします。

(4) その他

ヒアリングは、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、ヒアリングの実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として3部をご持参ください。

10 ヒアリング内容の公表等

ヒアリングした内容については、概要として取りまとめの上、令和8年7月頃に市のホームページで公表します。

提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、本市が必要と認める場合は、本市は概要書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。また、提出された書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

11 留意事項

(1) ヒアリングへの参加及びヒアリング内容の取扱い

ア 参加事業者の名称は公表しないものとします。

イ ヒアリングへの参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

ウ 本市及びヒアリング参加者ともに、本ヒアリングでの内容（ヒアリング時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

エ 事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本ヒアリングの参加者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本ヒアリングの参加に要する費用は参加者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加ヒアリング等へのご協力

必要に応じ、追加ヒアリング（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

12 問い合わせ先

本ヒアリングに関すること（申込、質問、提出等）は以下にご連絡ください。

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課 担当：加藤・木邨

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

電話：06-6630-3259 メール：ja0083@city.osaka.lg.jp